



監査品質のマネジメントに関する 年次報告書

2024年4月1日～2025年3月31日
～監査法人のガバナンス・コードの適用状況～

(注) 本報告書では、2024年4月1日から2025年3月31日までを報告対象期間とし、
別段の記載がない限り、2025年3月31日現在の状況について記載しております。

目次

トップからのメッセージ	3
監査法人が果たすべき役割 —「質の高いサービスに こだわり、監査の社会的責任を遂行すること」 経営理念・行動指針	5
1. 品質管理基盤	6
監査品質の維持向上に向けた考え方	
・ 諸規程の整備	
・ 品質管理の重要性のメッセージ発信	
・ 品質管理委員会の活動状況	
法令の遵守、職業倫理と独立性	7
・ 監査クライアントに対する独立性の確認	
・ インサイダー取引防止	
・ 監査ホットライン	
監査業務の実施	8
・ 諸規程・ルール整備	
・ 通達の発信	
・ チーム内コミュニケーション	
・ 査閲の階層化	
・ 専門的な見解の問い合わせ	
・ ホットレビュー・審査制度	
日本公認会計士協会（JICPA）による通常レビュー ステークホルダーとの対話	9

2. リーダーシップ	10
社員総会、代表社員会、品質管理委員会、審査委 員会、教育委員会、情報管理委員会、アサイン部 会、国際部	
3. ガバナンス	12
完了した監査業務の検証	
社外からの検証	
諮問委員、ガバナンス委員	
UHY Internationalによるモニタリング	
4. 人材	14
採用、研修、人事考課、アサイン、CPD	
5. ITへの対応	16
IT基盤の整備状況と今後の課題（IT小委員会の取 り組み）	
情報セキュリティへの取り組み（ルール順守状況の 定期的なモニタリング）	
6. 財務基盤	17
7. 国際対応	18
8. 法人概要	19
 (別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況	 20

トップからのメッセージ

UHYが求める品質

UHY東京監査法人は、常に監査の社会的責任を考え、質の高いサービスにこだわり、また社会的責任を遂行するに足る監査法人として存在し続けるべく日々切磋琢磨しています。

我々は、独立性を堅持し、社会から信頼される品質を維持した専門的なサービスを提供することを目指しています。従来の会計監査業務はもちろん、広範囲に及ぶビジネスや会社の成長に関連するサービス、例えばM&A支援、デューデリジェンス、内部統制監査対応、システム監査、間接部門教育、金融リスク認識、不正調査などクライアントニーズに合った幅広いサービスを提供しております。

専門家として身につけておくべき知識が多層化している今日の会計サービス業界の中で、特に監査の分野では、監査を適切におこなうために必要な組織風土の醸成は、専門家一人一人の誠実性、コミュニケーション能力、職務への責任感、遵法精神の維持、そしてなにより一人一人が専門家であり続けるための日々の地道な努力にかかわっております。こうして培われた専門家としての人間力を組織内外で信頼させることが重要です。

これからも社会が求めている監査責任を果たすべく、監査チームと法人内の横断的な専門組織との融合により、すべてのクライアントに、より深い知識を集結し高品質できめ細かなサービスを提供し、公正な経済社会に少しでも貢献できるように日々精進してまいります。

法人代表 原 伸之
NobuyukiHara

誰のための監査か

昨今の経済、企業環境はIT抜きには語れなくなっており、企業のビジネスモデルにも、新しい概念がしばしば組み込まれるようになっていきます。事業やビジネスモデルはその企業の数だけ存在しており、良い監査を行うためには、監査人がそのビジネスを適切に理解することが大前提といえます。それは、監査人にはクライアントと同等以上の産業の研究と、生涯終わることのない知識の習得が求められていることにほかなりません。

公認会計士法で、公認会計士は会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とすることをうたっています。だからこそ監査がビジネスの足枷となってはなりません。そして私たちは同時に監査がサービスであるということも忘れてはなりません。監査は自己満足のためにやるのではなく、財務諸表の利用者のためにやるのです。新しい事象や問題が生じる度に、考えることなく逃げるのはプロフェッショナルではありません。専門家として事象や問題に向かい合い、財務諸表利用者のために最善を尽くせるよう、私たちは日々知識の研鑽を続けるのです。努力なしに信頼は勝ち取れません。その積み重ねが、監査人の社会的信頼を高めうる唯一の方法だと信じています。

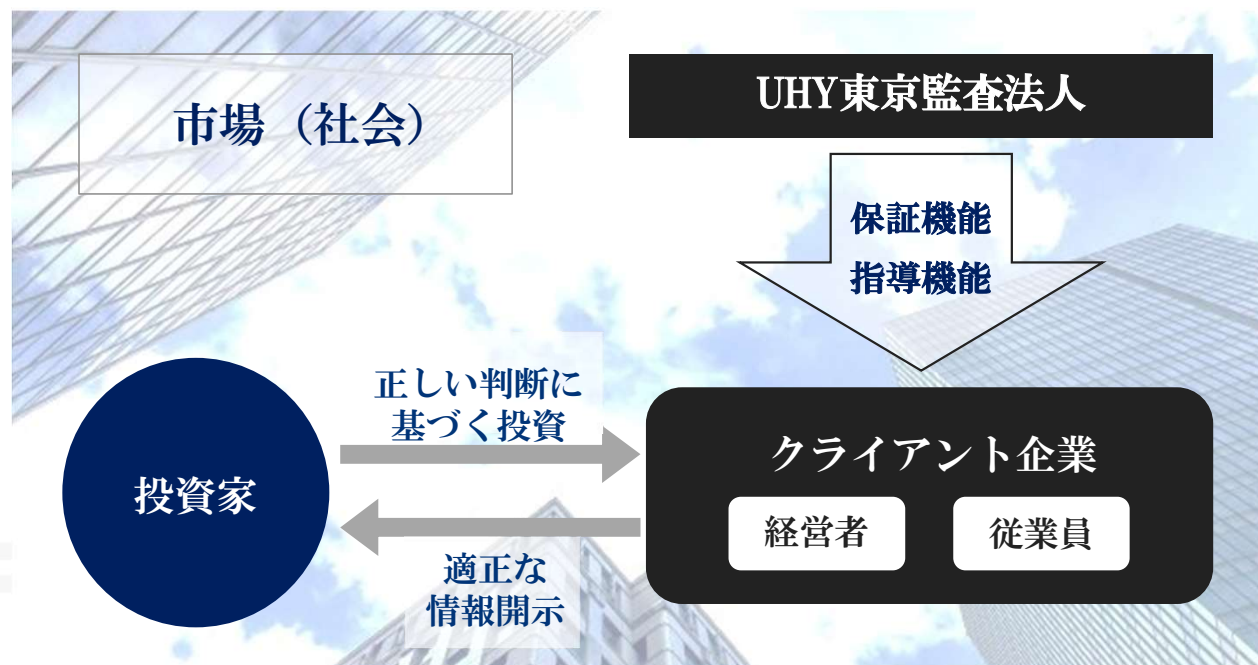
品質管理委員長 高橋 昌弘
MasahiroTakahashi

監査法人が果たすべき役割

「質の高いサービスにこだわり、監査の社会的責任を遂行すること」

当監査法人では、この当法人のビジョンを全員が共有し、一人一人がプロフェッショナルとしてクライアントに質の高いサービスを提供していくことで、クライアントから信頼され、信頼関係のある中で適時適切なコミュニケーションを行い、保証機能と指導機能の双方を兼ね備えた質の高い監査を実施することが、何より投資家のためになると考えております。

監査を受ける中で作成される財務諸表は、クライアントが自らの意思で、あたりまえに適正に作成し、それをあたりまえに公表していく体制が構築されていることが、監査が社会的に存在しうる所以であると思います。私たちは、数の理論ではなく、正すべきポイントを適切に見抜き、クライアントを成長に導ける精鋭の専門家集団をめざし、これからも努力を重ねてまいります。



経営理念・行動指針

◆ 経営理念

1. 私たちは、独立性を堅持し、高品質の専門的なサービスを提供することにより、国民経済及び社会の健全な発展に寄与していくことを目指します。
2. 私たちは、監査スタッフ等専門要員に対して、各人の自己実現が図れるような自己啓発活動を奨励し、特にクライアントの皆様から信頼されうるビジネスパートナーとなれるよう不断の向上心で邁進します。
3. 私たちは、組織として個々人の個性を尊重すると同時に、チームワークに貢献できる人材を育成するため、社内外のコミュニケーションを確立し、風通しの良い組織風土の醸成に努めます。

◆ 行動指針

1. 不断の向上心をもって取り組むこと
高品質の専門的なサービスを提供するために、また信頼されるビジネスパートナーとなれるよう、会計・監査の専門分野のみならず、クライアントのビジネス環境や様々なビジネスモデル、産業、関連諸法令等、幅広くその理解と研究に日々勤めます。
2. グローバルな視点を持つこと
UHYInternationalのメンバーファームを利用した、海外の経済活動、取引慣行、関連諸法令、慣習法などに関する知識の習得に努め、様々な国の専門家と切磋琢磨できる研修や仕事の機会を設けることで、国際感覚を養い、海外展開する企業にも高品質のサービスが提供できるような専門家を目指します。
3. 積極的にコミュニケーションを図ること
社内ではタテ、ヨコのコミュニケーションを積極的にとり、チームとして、組織としてのベストプラクティスを迅速に導きます。また社外においてもクライアントの皆様と積極的に意見交換をし、論点や検討プロセスが明確になるように致します。

1 品質管理基盤

◆ 監査品質の維持向上に向けた考え方

当監査法人では、「監査に関する品質管理基準」(2024年3月12日 企業会計審議会)等に準拠して、職務を適正に行うことを確保するための体制として、『監査の品質管理規程』をはじめとする法人内規程を策定し、監査業務等を適切に受嘱・更新するとともに、監査業務を適切に実施するための職業的懐疑心の保持及び発揮、独立性の遵守、業務執行社員による適切な指示、監督及び査閲、適切な審査等の実施を担保する体制を構築しております。

法人代表は、品質管理が最重要であることについて、全体研修をはじめ必要に応じて都度、専門要員に対してメッセージを発信しています。また、品質管理業務を遂行するための品質管理委員会を設置しており、品質管理業務を専属で行う品質管理委員長の指揮のもと、監査業務経験10年超のマネージャー以上の役職者9名で構成された品質管理委員が役割分担をし、相互連携を図りながら法人全体の監査品質の維持向上に努めています。

品質管理委員会の活動状況

(単位:時間)

	2024年4月～ 2025年3月実績
品質を重視する風土醸成に向けた活動(情報配信、定例会議等)	971
専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	983
監査マニュアル・監査ツール整備・今後に向けた対応方針検討	721
品質管理システムの監視(独立性、法令順守のモニタリング含む)	498
その他	664
合計	3,836

品質管理システムの評価

監査事務所が、実施する業務内容や監査事務所の状況を考慮した上で、監査品質に影響を及ぼす可能性のあるリスクを積極的に識別し、監査事務所として主体的に対応するリスク・アプローチが導入されました。

2024年6月末日を基準にリスク評価と対応に関する整備状況の評価、2024年12月末及び2025年2月末日を仮基準日とした運用状況の評価を行い、2025年3月末日までの変更の有無を確認しました。

1 品質管理基盤

◆ 法令及び規程の遵守、職業倫理と独立性

当監査法人では、公認会計士法及びその関係法令、ならびに、日本公認会計士協会が定める倫理規則、独立性に関する指針、利益相反に関する指針及び職業倫理に関する解釈指針等の各種規則等を理解し遵守することを監査チームに義務付けています。法人内諸規程の整備・運用については、品質管理委員会にて規程と法人の業務運営実態に不整合が生じていないか、定期的に確認しております。

監査クライアントに対する独立性の確保は、監査業務を実施する前提であり、監査に対する信頼性を確保する基本となります。当法人では、独立性遵守の確認のため、毎年、全構成員に対して、日本公認会計士協会所定の「監査人独立性チェックリスト」の確認を義務付け、抵触がない旨の報告を受領することとしています。また当監査法人では、インサイダー取引防止規程を定め遵守させるとともに、全構成員に対し保有有価証券等の情報提供を義務付け、入社時においては、インサイダー取引防止規程を遵守する旨の誓約書の提出を求めるとともに、毎年開催する倫理研修の中でもインサイダー取引の防止及び啓発を図っています。

	2024年3月期	2025年3月期
独立性に関するチェックリスト等の回答率	100%	100%
識別された違反件数	0件	0件
インサイダーに関する誓約書等の回答率	100%	100%
識別された違反件数	0件	0件

監査ホットライン

当監査法人では、組織内外から通報に利用できる「監査ホットライン」を法人ホームページに設けています。当該ホットラインに情報が寄せられた場合は、伝えられた情報の性質に応じて然るべき対応を図ります。また、内部通報の場合は、通報者が通報したことを理由として、不利益な取扱いがなされることがないよう、通報者を保護します。

1 品質管理基盤

◆ 監査業務の実施

当監査法人では、監査業務の品質を合理的に確保するために、監査業務の実施に関する「監査の品質管理規程」を中心に、監査業務を円滑に遂行するための諸規定、ルールを定めています。また監査調書体系を適切に理解し、監査ツールのあるべき運用がなされるよう専門要員に対し品質管理委員会より適時「通達」を配信するとともに、研修を実施しています。

監査業務は業務執行社員を中心に、監査チーム内で円滑なコミュニケーションを図り、基本的に経験の浅いメンバーが行う業務をより経験のあるメンバーが指揮、監督及び監査調書の査閲を行うこととし(査閲の階層化)、効果的・効率的な業務の遂行に努めています。

また、監査上の諸問題に対応するために、必要であると判断された場合、専門的な見解の問合せを行うことを定めています。不正リスク対応基準が適用される監査業務についても、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合の対応方針を定め、監査意見形成にむけ法人としてのベストプラクティスが導けるような体制を構築しています。

ホットレビュー

当監査法人では、監査調書の品質をモニタリングするため、毎期数件の監査業務について、監査意見審査前に品質管理委員長に指名された人員による監査調書のレビューを実施しています(ホットレビュー)。基本的に会計上の見積り等重要な監査調書を中心にレビューがなされ、そこでの気付事項は適時監査チームにフィードバックされ、監査調書の品質向上に役立てています。

加えて2025年3月期以降の監査業務からは、複数の監査業務を選定し、監査計画段階から意見形成、調書整理まで年度を通じて適時のレビューを実施すること、必要に応じてレビュー担当者と審査担当者が情報交換を行うことにより、審査制度との相互補完的な関係を構築しています。

審査制度

当監査法人は、すべての監査業務に審査を実施しています。特に社会的な重要性の高い上場会社については、複数名での審査を義務付けており、より深度の高い審査を実施しています。

また、監査計画についても複数段階にわたって審査を実施し、監査リスクの的確な識別と、必要十分な監査手続の立案・実施がなされるよう努めております。

なお、報酬依存度が15%を超えている関与先については、適切なセーフガード(外部の公認会計士による監査意見前の審査)を講じ、独立性を脅かすリスクへの十分な対応を行っています。

1 品質管理基盤

◆ 日本公認会計士協会（JICPA）による通常レビュー

（品質管理レビュー制度の概要）

▶JICPAは、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー）を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。

（品質管理レビュー報告書の交付年月）

▶当監査法人は、2023年4月に、品質管理レビュー報告書の交付を受けました。

（実施結果）

▶当該通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」でした。

◆ ステークホルダーとの対話

当監査法人では、品質の高い監査業務の遂行のためにクライアントの経営者（大株主である場合も多い）、監査役等との深度あるコミュニケーションが不可欠であると考えています。

また、IPO業務や監査業務の中でも証券会社をはじめ、ステークホルダーと接する機会がある場合は、市場からの期待や意見交換した内容を、法人運営に活かすよう努めています。

2 リーダーシップ

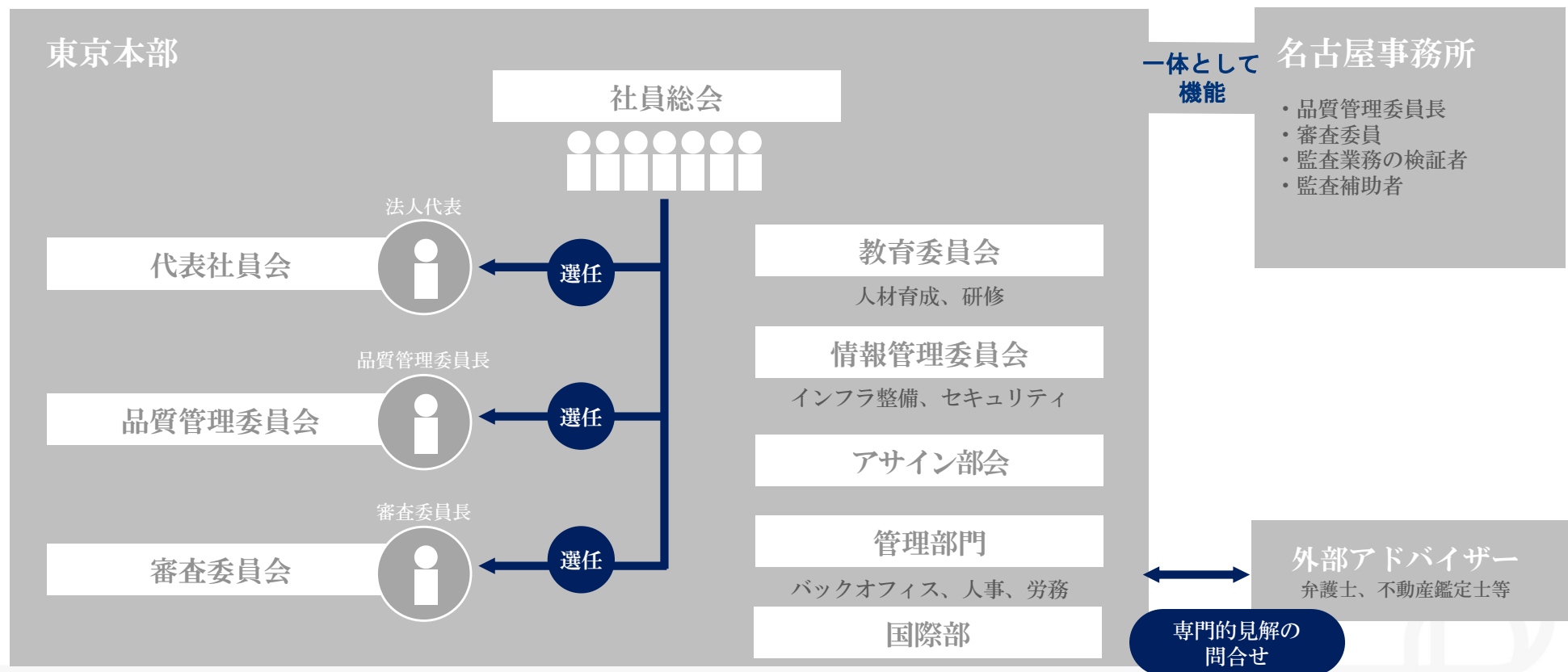
・UHY東京監査法人では、法人代表、審査委員長、品質管理委員長が三者連携し、法人内外のすべての関係部署、関係者と機動的なコミュニケーションを行っています。

・法人代表、品質管理委員長、審査委員長は社員総会で選任され、法人代表

の選任に当たっては、リーダーシップを発揮できる要素が勘案されます。

・組織内は非常に風通しが良く、上下関係や監査チームを超えて、自由闊達な意見交換がなされています。

・名古屋事務所は東京本部の一部として一体となって機能しています。



2 リーダーシップ

社員総会（2025年7月1日現在 17名）

法令・定款に定められた事項や法人の全般的な活動方針の決定、品質管理委員長、審査委員長、教育委員長の選任を行っています。

代表社員会（2025年7月1日現在 6名）

法人の運営に関する事項を協議・決定しています。

品質管理委員会（2025年7月1日現在 12名）

専属の品質管理委員長と主として監査の業務執行社員から構成され、品質管理に関する規程の改廃、監査ツールの改訂、必修研修テーマや講師の選定を含む研修管理、人事考課、アサイン管理等、当監査法人の監査業務の品質の維持・向上に資する活動全般を担っています。毎月定例会議を開催するとともに、これら法人の品質管理活動の状況は、毎年品質管理委員長より、代表社員会に報告されています。

審査委員会（2025年7月1日現在 14名）

監査業務や新規受嘱・更新の審査を行っており、監査業務経験が豊富な社員等から構成されます。特に、上場会社については、複数名での審査を行うこととしています。

教育委員会（2025年7月1日現在 2名）

法人内研修についても品質管理委員会と連携するとともに、日常的に不正事例や経済情勢・各産業における課題など、法人全体の知識の底上げのための参考資料の作成、情報提供を行っています。

情報管理委員会（2025年7月1日現在 8名）

法人内の情報インフラ整備・運用及び貸与PC等の端末の管理を行うとともに、セキュリティへの対応を行っています。また、定期的な情報セキュリティ研修の開催や、情報配信に加え、監査・保証基準委員会実務指針第5号及び監査・保証基準委員会研究報告第1号に基づく法人内自己点検も行っています。

アサイン部会（2025年7月1日現在 5名）

品質管理委員会の下部組織として、最適なアサイン編成を目指し、マネージャー、パートナーが中心となって、監査チームの見直し、アサイン日程について検討しています。

また、アソシエイト1人1人にマネージャー以上の役職から構成されるアサインサポートを各1名つけ、日々の業務管理やアサイン調整の円滑化を図っています。

国際部（2025年7月1日現在 13名）

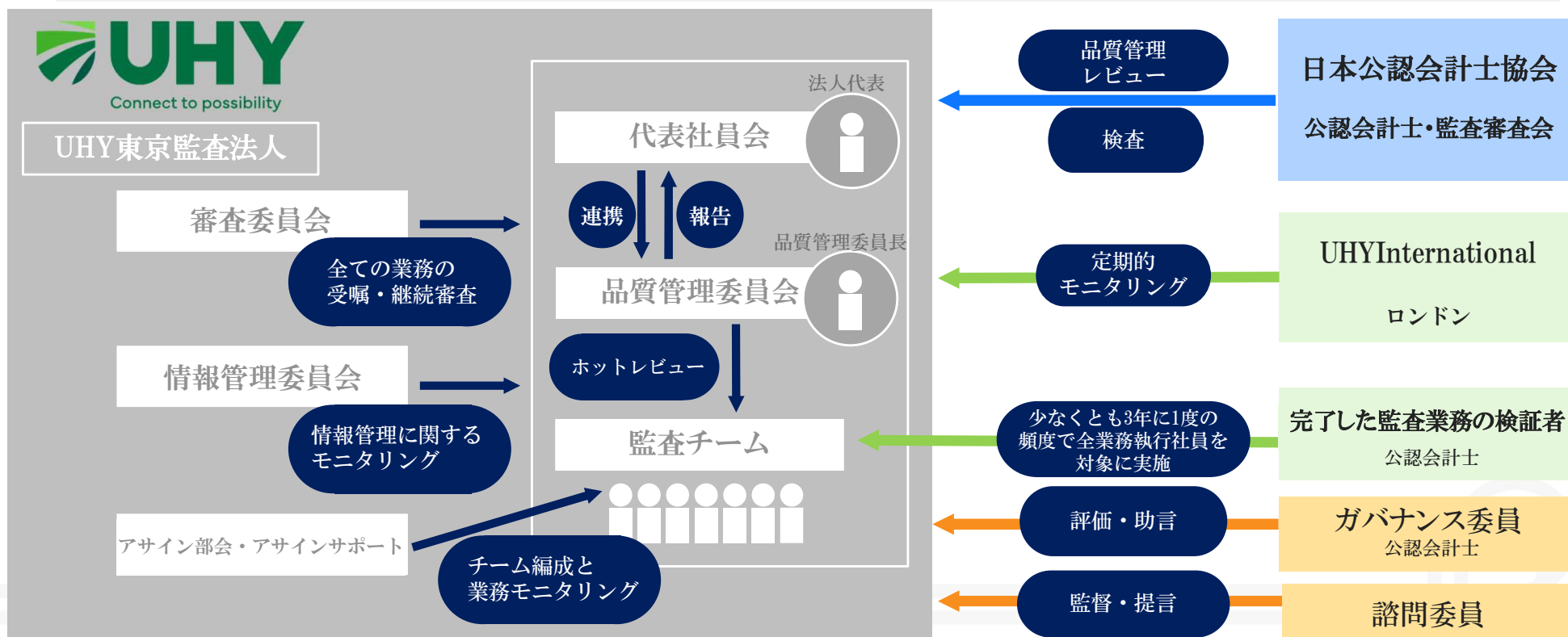
当監査法人における国際業務については、海外駐在経験者、米国公認会計士等を中心とした、国際業務経験が豊富なメンバーで対応しています。

3 ガバナンス

(2025年7月1日現在)

- ・品質管理方針に関する代表社員会と品質管理委員会の連携
- ・品質管理委員会から代表社員会への品質管理活動に関する年次報告
- ・監査業務、非監査業務すべての業務の受嘱・継続の審査の実施
- ・情報管理委員会によるセキュリティを含む情報管理に関するモニタリング
- ・アサイン部会による最適な監査チーム編成とアサインサポートによるアソシエイトの業務モニタリング
- ・品質管理委員長指名の担当者による監査業務のホットレビューの実施

- ・社外からの検証: 日本公認会計士協会による品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査
- ・UHYInternationalによる監査の実施状況・品質管理に関するモニタリング
- ・監査経験豊富な公認会計士による完了した監査業務の検証(少なくとも3年に1回全業務執行社員を対象に実施)
- ・ガバナンス委員(外部公認会計士)による評価、助言
- ・諮問委員による監督・提言



3 ガバナンス

(2025年7月1日現在)

完了した監査業務の検証

完了した監査業務の検証は、検証の客観性が損なわれることがないよう、監査チームから独立した大手監査法人にて概ね20年以上監査業務を経験した公認会計士によって実施され、検証結果を業務執行社員及びマネージャー等にフィードバックすることで、法人の監査の品質向上に努めております。当監査法人では監査業務の品質に法人全体でばらつきが生じていないことを確認するため、3年に一度は、全業務執行社員が対象となるよう検証対象の業務を選定しています。

定期的な検証の実績と計画

	2024年7月～ 12月 実施結果	2025年7月～ 12月 計画
上場会社数	19社	27社
対象会社	9社	計画:7社
重要な指摘事項件数	0件	
対象業務執行社員カバー率	100%	64%

社外からの検証

直近で実施された社外からの検証は、2024年1月に実施された日本公認会計士協会による改善状況の確認になります。これについては、「改善の不十分な事項のない確認結果」となっております。

諮問委員

社外の有識者から、法人運営や監査品質に関して、監督・提言を受けています。

氏 名: 富山 正次 氏

元あずさ監査法人品質管理担当専務理事、元日本公認会計士協会不服審査会審査会長

氏 名: 栃木 敏明 氏

元第二東京弁護士会会長、元日本弁護士連合会副会長

ガバナンス委員

法人代表及び各社員はガバナンス委員と定期的な意見交換を行っております。

各社員とはそれぞれの役割と法人への貢献度について目標設定と振り返りを行うとともに、法人代表や品質管理委員長とは法人運営やガバナンスに対する基本方針、監査法人のガバナンス・コードの適用状況や監査品質の向上に向けた取り組みについて協議し、専門的見地から有用な助言を頂いております。

氏 名: 荒井 卓一 氏

元あずさ監査法人 代表社員、理事

UHY Internationalによるモニタリング

UHYInternationalには、所定の報告様式に基づき年2回報告を行います。

報告内容はUHYInternationalの品質管理部門にてチェックされています。

2024年12月期末基準日での報告において、不備の指摘はありません。

4 人材

◆ 人的基盤の充実に関する基本的な考え方

当監査法人では、監査従事者の採用に関する方針及び手続を定め、監査業務を遂行するのに必要な能力を保持した誠実な人材を採用しております。

人材が最も重要な経営資源であるとの基本認識に立ち、経営理念、行動指針の共有のもと、研修やOJTによる能力面の底上げを行うとともに、人事考課における面談では、各個人の家庭環境等を共有し、アサイン部会と連携して最適なアサイン編成を行うことで、労働環境としても満足度の高い組織にすることで、それぞれのパフォーマンスが最大限発揮される仕組みの構築を目指しています。

同様に監査チームのパフォーマンスを高めていくためにはチーム内での縦、横の闊達なコミュニケーションや対クライアントとの継続的な意見交換が重要であるとの考えのもと、監査チームの編成は常勤の人員を中心に行っております。

また、監査従事者については、公認会計士以外の監査補助者についても、公認会計士と同様の継続的専門研修制度(CPD)を適用しており、年間40単位以上(うち職業倫理2、税務2、監査の品質管理6、不正事例研修2単位以上)のCPD単位の取得を義務付けています。

役職別人員数(2025年7月1日現在)

	うち常勤	
パートナー	17名	17名
マネージャー	8名	8名
シニアアソシエイト	21名	13名
アソシエイト	19名	19名
上記以外の品質管理・審査の専属人員	5名	0名
管理本部	4名	4名
合計	74名	61名

監査従事者のうち年間40単位以上の
CPD単位を取得した割合

2024年3月期	2025年3月期
100%	100%

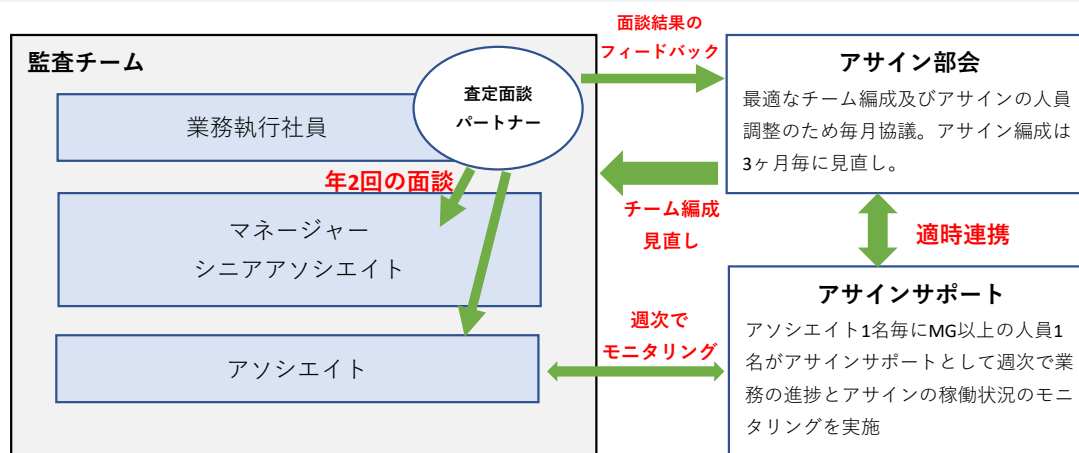
4 人材

◆ 人事考課

年2回の査定では、個別の監査業務に係る項目や品質管理に関する理解や活動に関する項目を含む所定の査定書式にて監査チームの上位役職者からの評価がなされ、パートナーと全監査補助者との間で実施される面談の中でフィードバックされます。また面談の中では、監査補助者ごとのスキルシートに基づく今後強化すべき領域を共有するとともに、次の半年間での目標を設定し、能力向上に努めています。あわせて、個人ごとの家庭環境を含む事情を勘案し、労働環境でも改善すべき点がないか意見交換を行ったうえで、これらの情報は必要に応じてアサイン部会と共有し、次の半年間の最適なアサイン編成にむけて活用しています。

◆ 最適な監査チーム編成に向けた取組み

高品質の監査業務を実施するには、対象業務の産業の特性や監査リスクを勘案し、最適な監査チームを編成することが非常に重要です。特にクライアントの決算期が3の倍数の月末に集中する傾向があることから、一部の監査補助者に業務が集中することがないよう、また監査補助者が十分なパフォーマンスを発揮できているか、適時にモニタリングすることも重要です。当監査法人では、アサイン部会及びアサインサポートという立場を設け、これらの実現に向け取り組んでいます。



5 ITへの対応

◆ IT基盤の整備状況と今後の課題

当監査法人は、2025年3月期から上場会社を対象に監査調書電子化を実施しています。

また、監査ツールとしての仕訳テストの書式や、IT統制の監査調書書式など、IT関連の調書書式の品質維持・向上のためのIT小委員会を設置し、効率的にリスク・アプローチが徹底できる仕組みの構築を行っています。特にITの重要性が高い監査業務に関してはIT小委員会メンバーを監査チームに組み込み、当該ITチームと会計監査チームとが連携して監査を実施する体制を構築しております。

◆ 情報セキュリティへの取組み

当監査法人は、監査業務を遂行するにあたって求められる守秘義務の大切さを認識し、適切な情報セキュリティ対策を行うことが重要であると考えています。そのため、情報セキュリティ対策に関して「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ対策基準」「情報セキュリティ実施手順書」を定め、毎年情報セキュリティ研修を通じて全構成員に周知徹底を図るとともに、それらのルールが順守されていることについて定期的にモニタリングを行っています。

また、業務で使用するPC(貸与PC)にはセキュリティソフトウェアを導入することにより、保存されるデータを自動的に暗号化するとともに、作成した監査データを随時事務所サーバーに保存することとし、原則として貸与PCで保持する監査データについて、往査時は必要最小限とし、往査時以外は保持してはならないとしています。

情報管理委員会によるモニタリング結果

	2024年3月期	2025年3月期
セキュリティ・インシデント	0件	0件
セキュリティ以外のインシデント	0件	0件
情報管理ツール提出確認	100%	100%

6 財務基盤

当法人は2025年7月1日現在、上場会社28社をはじめとし、多様なクライアントに対し監査及び非監査業務を提供しています。サステナブルな監査事務所であるためには、安定した財務基盤が必要であり、借入金を利用することのない経営を行っております。

(単位:百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
売上高に占める監査業務の割合	98.4%	98.8%
売上高	928	1,024
監査業務	913	1,012
非監査業務	15	12
資本金	66	67

非監査証明業務への取組み

当監査法人は、監査業務を中心に活動することを柱にし、売上の95%以上が監査業務からの収入となっています。

非監査証明業務については、主に合意された手続やコンフォートレターの対応など、監査業務に支障をきたさない程度において業務を遂行しています。また非監査証明業務の受嘱にあたっては、受嘱審査を実施し、独立性に抵触しない範囲内で実施するものであり、かつ監査業務と同時に提供できない業務には該当しないことを確認しています。

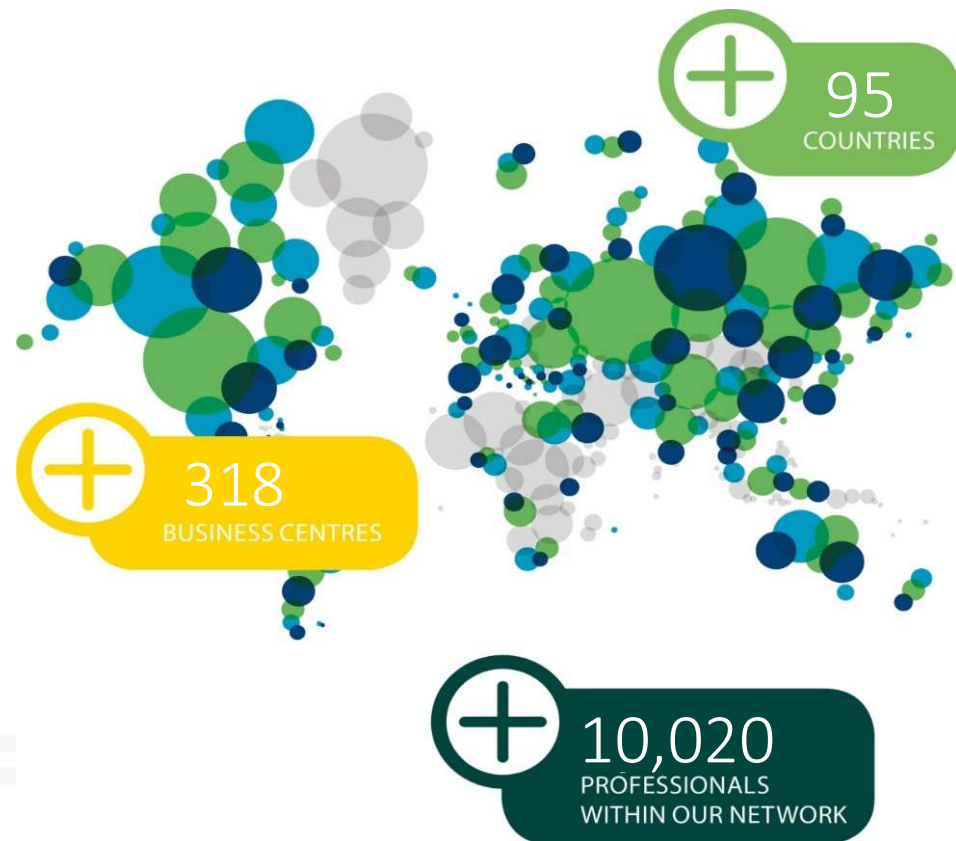
7 国際対応

当監査法人はUHYInternationalのメンバーファームであり、年次総会や地域会議への参加、品質管理に関する報告など、定期的な連携をはかるとともに監査に関する諸問題や国際的な潮流等をキャッチアップしています。

また、現状海外取引や海外子会社等への監査については、必要に応じてメンバーファームの協力を仰ぐこともありますが、グループ監査の中で他のメンバーファームの監査人と連携する場合や、対象会社監査チーム自らが対応する場合も多く、関与先の特性に応じUSCPAや語学の堪能な人員を監査チームにアサインすることで、適切なグループ監査対応がなされています。

UHYは1986年英国ロンドンで設立された、監査、税務、アドバイザーサービスを提供するプロフェッショナルのグローバルネットワークです。

UHYに属するメンバーファームは、ロンドンを拠点とするUHYInternationalに加盟しており、現在は世界約95ヶ国に310ヶ所を超える事業拠点を有し、10,000人規模のプロフェッショナルが在籍しています。



8 法人概要

代 表	原 伸之		
設 立	1984年	出資金	6,700万円
本 部	東京都品川区上大崎3-1-1 JR東急目黒ビル4F	電 話	03-6417-0141
沿 革	1984年4月、愛知県豊橋市でサンエー監査法人を設立。その後本社を東京に移転。2000年にはフランスの会計事務所MAZARSと提携(2010年9月提携解消)、2011年2月よりイギリスに本部を置くUHYグループに加盟(現在唯一の日本のメンバーファーム)。		
グループ 人員構成 2025年7月1日 現在	公認会計士 42名 会計士補・公認会計士試験合格者 9名 米国公認会計士・米国公認会計士試験合格者 7名 公認不正検査士 2名(他、公認会計士中の資格保持者4名) その他 14名(IT要員、企業経営経験者を含む)		
クライアント 2025年7月1日 現在	上場会社(会社法・金融商品取引法監査) 28社 金融商品取引法監査(特定有価証券のみの取扱除く) 2社 金融商品取引法監査(特定有価証券) 33社 会社法監査 17社 その他(投資有限責任組合法監査、任意監査、他) 24社		
拠 点	東京(本部)、名古屋		
提携先	UHYInternational 本部:イギリス(ロンドン) 加盟国数:95 拠点数:318 人員規模:10,020名		

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則1

監査法人が果たすべき役割

対応済

- ・経営理念、行動指針を定め、高品質の監査を目指すということについて組織全体で共有
- ・法人ホームページにも掲載

原則2

組織体制(マネジメント)

対応済

- ・代表社員会、審査委員会、品質管理委員会の三権分立的組織運営
- ・品質管理委員会を中心とした監査業務の品質への維持・向上施策の実行

原則3

組織体制(ガバナンス)

対応済

- ・独立した立場から評価・監視する外部のガバナンス委員の選任
- ・各社員の役割と法人への貢献度についてガバナンス委員と連携

原則4

業務運営

対応済

- ・組織内外での積極的なコミュニケーションの実施
- ・アサイン部会による最適なアサイン編成とアサインサポートによる業務モニタリング
- ・年2回の面談を含む査定による公正な人事評価

原則5

透明性の確保

対応済

- ・「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」にて本コードの適用状況を毎年公表

※ 原則3 2025年7月1日現在、諮問委員を選任しています。

原則1 監査法人が果たすべき役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針	内容	UHYの対応状況
指針1-1 P 3	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	法人代表の姿勢は、法人HPの代表挨拶にまとめられている。 また、当監査法人は、代表社員会と審査委員会、品質管理委員会が適時連携を図り、監査業務の円滑な遂行をサポートしている。
指針1-2 P 5	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当監査法人では、法人代表が年始の研修で、監査業務の品質管理が最重要事項であることを訓示している。 また、経営理念と行動指針を定め、法人ホームページにも掲載し、その考え方や指針を明らかにするとともに、日常的なコミュニケーションの中で、監査人は常に監査の保証業務と指導業務の両面を意識し、質の高いサービスを通じて、監査の社会的責任を果たしていく必要があるということを伝え、全体で共有している。

原則1 監査法人が果たすべき役割

指針	内容	UHYの対応状況
指針1-3 P15	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的 懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・ 発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当監査法人は年に2回の査定を実施し、客観的に構成員の業務の評 価がなされている。また社内研修や各委員会からの情報提供、UHY のネットワークを利用した海外研修制度の設置等、職業的専門家とし ての能力を十分に保持・発揮させるような動機づけを行っている。
指針1-4 P 5	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課 題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開 放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当監査法人は、縦・横のコミュニケーションが非常に円滑に行われて いる。審査などの正式な協議の場以外でも、適宜上司から声掛けを することで、開放的な組織風土を醸成している。地方事務所も適時東 京事務所とコミュニケーションを図り、一体となって機能している。
指針1-5 P14.17	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グル ープ内を含む。)の位置づけについての考え方に加 えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性 等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じ ているかを明らかにすべきである。また、監査法人の 構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の 育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独 立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか 明らかにすべきである。	当監査法人は、監査業務をはじめとした保証業務を主たる目的として おり、非監査業務は、IPO準備会社に対するショートレビューや監査 業務周辺の合意された手続業務等の限定的な関与にとどまっている。 構成員にとっては、知識や経験を高める良い機会であり、監査業務 に支障が生じない範囲において、実施を検討している。 また、構成員(非常勤者を含む。)の兼業・副業に関し、社員について は全社員の同意のもと、公認会計士法に抵触しない範囲で認めてお り、監査補助者については原則認めていないものの、監査業務に支 障が出ないことを前提に利益相反や独立性に抵触しないことを確認 できるよう、申請の上認めている。

原則1 監査法人が果たすべき役割

指針	内容	UHYの対応状況
指針1-6 P18	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	当監査法人は、UHYInternationalに加盟している。 年次総会や地域会議、品質管理に関する報告など、定期的な連携を図っており、監査に関する諸問題や国際的な潮流等をキャッチアップしている。また、必要に応じて海外子会社に関するグループ監査への協力などの連携も行っている。

原則2 組織体制（マネジメント）

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

指針	内容	UHYの対応状況
指針2-1 P12,13	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	会議体としては社員総会、代表社員会、社員会、品質管理・教育・情報管理の各委員会が設置されている。 法人運営の基本的な事項については社員総会で決議される。 社員総会は年に一度の定時社員総会及び必要に応じて臨時社員総会が開催される。 代表社員会は法人の運営に関する事項を協議・決議し、原則として3ヶ月に1回開催される。 品質管理に関する事項については、原則として毎月最終木曜日に開催される品質管理委員会で検討・承認の上、社員会に報告される。 また、定期的にガバナンス委員と、組織的な運営に関して意見交換をしている。

原則2 組織体制（マネジメント）

指針	内容	UHYの対応状況
指針2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 — 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 — 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 — 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 — 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備	品質管理委員会を中心に監査業務の品質向上に向けた活動を行うとともに、代表社員会は適宜品質管理委員会と連携している。 — 重要な監査テーマに関しては、積極的に研修を行い、法人としての対応を周知徹底している。 — 一年2回の監査報告会に加え、四半期ごとに経理を中心とした現場や監査役等とディスカッションを行い、被監査会社の問題の吸い上げを行っている。 — 監査クライアントの属する業界情報、マクロ経済統計、他社不正事例等を法人内で共有することにより、被監査会社とのより深度ある意見交換のための環境整備を行っている。 — 一年2回の査定を実施し、半期ごとに成果が適切に評価される仕組を構築している。 — ITに関しては月1回情報管理委員会より情報発信を行うとともに、適宜IT研修を行い、監査業務の効率化等を検討している。
P 8		
P15		
P16		

原則2 組織体制（マネジメント）

指針	内容	UHYの対応状況
指針2-3 P10,11	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	社員総会において、代表者は、1年間の実績と来期以降の計画などにつき説明し、審査委員長は、その実績や今後の審査委員会の運営方針などを説明する。そして品質管理委員長は、今後の品質管理の運営方針について説明する。各社員は、UHY全体の成長発展に貢献したか、今後貢献できるかについて、ガバナンス委員と面談を行っている。

原則2 組織体制（ガバナンス）

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針	内容	UHYの対応状況
指針3-1 P12,13	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	外部の監督・評価機関として、ガバナンス委員会を設けている。
指針3-2 P13	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	ガバナンス委員会には当監査法人に利害関係がなく、監査業界に精通している専門家を選任している。ガバナンス委員は定期的に法人代表を含む各社員と、指針3-3の各項目について意見交換を行っている。

原則2 組織体制（ガバナンス）

指針	内容	UHYの対応状況
指針3-3 P12,13	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 －経営機能の実効性向上に資する助言・提言 －組織的な運営の実効性に関する評価への関与 －経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 －法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 －内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 －被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	ガバナンス委員は以下の各項目について、専門的見地から代表者を含む各社員と定期的に意見交換を行っている。 －各社員の役割の実効性向上に資する助言・提言 －組織的な運営の実効性に関する評価 －社員の選退任、評価及び報酬の決定過程 －法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針 －内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価 －被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換の方法
指針3-4 P12,13	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	ガバナンス委員がその機能を実効的に果たすことができるよう、各社員との意見交換にあたっては、法人代表もしくは管理本部人員はガバナンス委員が必要とする情報を提供している。

原則4 業務運営

監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針	内容	UHYの対応状況
指針4-1 P 6	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	2025年7月1日現在70～80名の組織運営であるため、日常的に組織内の風通しは良く、パートナーと監査スタッフの距離が近く、密にコミュニケーションがなされている。 また品質管理委員会で協議された事項は、委員会議事録の開示や法人内への通達として、全職員に配信されるとともに、定期・不定期に監査の品質向上に向けた研修が開催され、意見交換や議論が積極的に行われている。
指針4-2 P15	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	公式・非公式の法人内でのコミュニケーションで組織の士気を高めるよう努力している。教育面では、各種研修に加え、教育委員会から適時不正などの情報発信がなされることで、新しい知識や不正の情報に常に接する環境を構築している。 このような環境が持続するよう、役職別に期待する役割や能力をまとめた一覧を示すとともに、面談を含む年2回の査定を行っており、公正な人事と働きやすい環境作りに取り組んでいる。

原則4 業務運営

指針	内容	UHYの対応状況
指針4-3 P15	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ―法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ―法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ―法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ―法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	当監査法人では、アサイン部会が3ヶ月ごとに監査チームの体制を見直し、最適な監査チーム編成を行っている。 アサイン編成においては、被監査会社の特性に応じて、業界に関する理解の深度、ITチームの関与度合い、対応すべき言語などを考慮している。 また、法人の構成員については、法人内研修やOJTを中心とした能力開発への取り組みを整備するとともに、特にアソシエイトメンバーにはアサインサポート制度を設け、業務を週次でモニタリングする仕組みを構築している。
指針4-4 P 9	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	監査の中では年2回の監査報告会に加え、適時経営者や監査役等とディスカッションを行っている。また会計部門以外の部署とも積極的に交流を図ることを推奨し、被監査会社の現状について多面的な情報収集を心掛けている。
指針4-5 P 7	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当監査法人では、組織内外から通報に利用できる「監査ホットライン」を法人ホームページに設けるとともに、守秘義務遵守の記載を行っている。あわせて、個人情報保護方針を定め、同ホームページで公開している。

原則5 透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。
また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	内容	UHYの対応状況
指針5-1 本報告書	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	当監査法人のホームページにおいて、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を開示している。(2025年9月以降)
指針5-2 P 3 P 4 P5 P 6 P12 P13	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 －会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 －法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 －監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI:AuditQualityIndicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 －監査法人における品質管理システムの状況 －経営機関等の構成や役割 －監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」にて以下の項目を掲載 －トップからのメッセージ －経営理念、行動指針 －会計監査の品質の向上に向けた取組み －品質管理システムの状況 －法人のガバナンス体制 －ガバナンス委員の役割

原則5 透明性の確保

指針	内容	UHYの対応状況
指針5-2 P17 P16 P14,15 P17 P18 P12,13	－法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 －監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) －規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 －特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 －海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 －監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	－非監査業務への対応 －IT基盤 －研修体制、人材育成方針 －報酬依存度への対応 －UHYInternationalとの連携 －ガバナンス委員による評価

原則5 透明性の確保

指針	内容	UHYの対応状況
指針5-3 P18	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ーグローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ーグローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ー会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ー会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	当監査法人は、UHYInternationalに加盟している。 UHYInternationalとは、年次総会や地域会議への参加、品質管理に関する報告など、定期的な連携を図っており、必要に応じて監査に関する諸問題や国際的な潮流等をキャッチアップしている。 UHYInternationalからの情報に加え、JICPA、ASBJからの情報を適宜入手し、品質管理委員会で共有の上、全職員に周知している。

原則5 透明性の確保

指針	内容	UHYの対応状況
指針5-4 P 9	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社の経営者や監査役等と毎年意見交換を行っている。その他資本市場の参加者等全般的な対応の必要性については、ガバナンス委員とも相談し、検討を重ねている。
指針5-5 P 6,12	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当監査法人では、監査の品質向上に向けた取組みの実効性を評価し、品質管理委員長より代表社員会に報告している。当該状況はガバナンス委員とも共有し、意見交換を行っている。
指針5-6 P 9	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	被監査会社の経営者・監査役等・大株主との意見交換や、日本公認会計士協会における意見交換、またIPO業務での証券会社等との意見交換などから得た情報は、品質管理委員会やガバナンス委員と適時共有し、組織的な運営の改善にむけ活用している。